

## アユ不漁緊急特別対策資金（融資）の募集について

平成28年12月からのアユの極端な不漁を受け、滋賀県水産振興資金に運転資金等を対象としたアユ不漁緊急特別対策資金を創設しました。募集の概要は以下のとおりとなります。

## ○資金内容

資金用途	貸付対象者 (同一借入者の限度額)	貸付期間 (年以内)	うち据置 期間(年以 内)	貸付限度額	貸付対象
アユ不漁緊急特別対策資金 運 転 資 金	水産加工業 ・水産加工業者（水産加工業協同組合員） ・養殖漁業者（養殖漁業協同組合員） 魚貝類養殖漁業 ・漁業者（沿湖漁協組合員/漁業生産組合員） ・沿湖漁協組合 ・漁業生産組合 漁業 ・水産加工業協同組合	5	1	1000万円 対象資金総額の80%以内	・労務費（賃金、福利厚生費、保険料等） ・原材料費（魚介類養殖用種苗、水産物加工用原材料等） ・材料費（燃料費、えさ代、氷代等） ・諸材料費（光熱水費等） ・市場開拓費、販売促進費 ・漁船の修繕費等 ・漁具の取得、修繕費等 ・その他漁業経営（水産加工業経営を含む）に必要な資金

## ○借受資格者

①上記貸付対象者のうち、アユの極端な不漁により原則として平成28年12月から4月までの間の販売額（漁獲高）が、前年同期と比較して20%以上減少した者。

※業種や業態等により被害を受けた時期が上記と異なる場合は、被害を受けた月を含む4か月程度の期間と前年同期とを比較して20%以上減少した者。また、被害が売上ではなく、原価等の経費や利益に影響を及ぼしている場合、キャッシュフローに影響を及ぼしている場合等は、別途基準に基づき被害状況を判断します。

②上記組合の組合員が対象となります。未加入の者は各協同組合に加入いただく必要があります。

## ○借入についての留意点

- ・上限額は上記のとおりですが、事業規模や今後の事業展開等を考慮の上で適正な希望額を記載願います。なお、審査の結果ご希望に添えない場合もあることをご了承願います。その他貸付できないケースもありますので、詳しくは県まで問合せください。
- ・同一借入者の限度額は、水産振興資金全体の貸付限度額となります。

## ○金利の支払いについて

金利0.3%（29.8.1現在）については、借受者が金融機関に支払っていただく必要がありますが、平成30年度予算で利子分の補給について対応する予定です。

## ○保証料の支払いについて

保証料は0%となります。

※県が全国漁業信用基金協会に支払います。県が支払う貸付金利・保証料は、償還計画通りの額のみです。

ただし、返済が延滞した場合の延滞金は借受者の負担となります。なお、6ヶ月間以上償還が滞ると利子補給・保証料補助を打ち切る場合があります。

※全国漁業信用基金協会に加入されていない場合は、加入（出資金必要）いただく必要があります。

## ○提出書類（県提出書類）

- ①借入申込書
- ②販売額減少申告書
- ③上記の販売額減少（漁獲量減少）がわかるもの
- ④資金利用計画書
- ⑤申請者の印鑑登録証明書
- ⑥過去3年間の収支がわかる書類（確定申告書写し等）
- ⑦上記の書類以外に、県が特に必要と認めた書類

※上記とは別に全国漁業信用基金協会用に提出する書類が必要となります。

## ○審査について

審査は、県、全国漁業信用基金協会、滋賀銀行でそれぞれ審査があります。（水産振興資金共通）  
各審査機関から問合せや、別途書類の提出を求められることがありますので、ご承知おきください。

## ○その他（注意点）

- ①販売額減少申告書（要領様式第1号）は、各自記載の上、所属組合で確認してもらうこととなります。
- ②全国漁業信用基金協会に加入されていない場合は、加入（出資金必要）いただく必要があり、加入には融資の審査とは別に加入審査があります。

## ○申請受付：

平成29年8月1日～平成30年1月31日まで

## ○申請・問合せ窓口：

- |                 |   |
|-----------------|---|
| ●滋賀県水産課水産振興係    | 住所：〒520-8577 大津市京町4丁目1-1<br>電話：077-528-3873 |
| ●全国漁業信用基金協会滋賀支所 | 住所：〒520-8577 大津市京町4丁目1-1<br>電話：077-528-3871 |